

●香川県告示第373号

平成12年香川県告示第199号（香川県使用料、手数料条例別表第2の12の項の知事が定める額）の一部を次のように改正し、平成27年12月22日から施行する。

平成27年12月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>略</p> <p>備考 略</p> <p>(1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の7第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者又は同法第25条の規定による認定職業訓練施設において訓練を受けている者であって就職していないもの（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 1級、2級、3級、基礎1級、基礎2級及び単一等級の技能検定に係る実技試験の手数料の金額</p> <p>略</p> <p>備考 この表において「在校生」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の6第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者又は同法第25条の規定による認定職業訓練施設において訓練を受けている者であって就職していないもの（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）</p> <p>(2)・(3) 略</p>